

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環系の電動機・発電機セット（B）用圧カスイッチの計装配管接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	4号機	復水再循環水流量調整弁の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
3	4号機	第1給水加熱器（A、B）のドレンレベル調整弁（2台）及び湿分分離器ドレンタンク（A、B）のドレン弁（2台）の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
4	4号機	復水系配管用サポートの点検において、サポートの補強部材が撤去されており、設計図面の記載と相違していることが認められたため、当該補強部材を復旧及び対応検討	C	
5	4号機	補助蒸気系の空気抽出器入口母管用ドレントラップ前弁の点検において、グランド部の部品にリークのあることが認められたため、当該部品を交換	D	
6	4号機	原子炉再循環系の電動機・発電機セット用流体継手の油冷却器用温度調整弁駆動部の点検において、計装用空気供給系の減圧弁に動作不良が認められたため、当該減圧弁を交換	D	
7	4号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査のうち原子炉格納容器外側隔離弁の検査前準備段階において、取付けてあった棒状温度計が落下し、使用不可となったため、当該温度計を予備品と交換	D	
8	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）の海水側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	補給水系の復水貯蔵タンク出口弁の開閉表示ランプに点灯不良が認められたため、当該弁開閉表示回路を点検・修理	D	
10	4号機	主蒸気管漏えい検出温度記録計の6時間毎に印字する時刻等の参考データに印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉建屋換気空調系の主送風機第一隔離弁駆動用空気フィルタの交換作業において、空気配管の接続部に固着が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	タービン建屋地階の配管トレンチ内の床ドレンファンネル（1箇所）に詰まり及び目皿とストレーナに腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃及び修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで